証券コード1724
平成30年６月８日

株　主　各　位

名古屋市中区千代田二丁目21番18号
**シンクレイヤ株式会社**
代表取締役社長　山　口　正　裕

# 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催致しますのでご出席頂きますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討頂きまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、平成30年６月26日（火曜日）午後５時30分までにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成30年６月27日（水曜日）　午前10時
2. 場　　所　　名古屋市中区千代田二丁目21番18号
　　シンクレイヤ株式会社　３階会議室
　　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項

報告事項
１．第56期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第56期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.synclayer.co.jp/）に掲載致しますのでご了承ください。

［添付書類］

# 事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

### ⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、企業収益が、輸出の回復や国内設備需要の好調さに支えられ、経常利益はほぼ過去最高水準にあり、堅調に推移しました。一方、欧米・中国経済も安定的な成長が続いているものの、米国の保護主義的な通商政策が、日本始め世界経済への不安材料となる要素となることが、今後懸念されます。

ケーブルテレビ業界におきましては、ケーブルテレビ加入者数は世帯普及率の約52%にあたる3,001万世帯と、重要な社会基盤としてその役割を果たす一方、通信事業者との競争は依然として激化傾向にあり、サービスの更なる高度化が望まれております。

また、平成30年12月の新4K8K衛星放送開始に向けたテレビ受信設備の改修とともに、高度化するインターネットサービスへの設備対応策としてFTTHへの移行、もしくは既存のHFCの更新と高速ケーブルモデムシステムの増強へ継続して設備投資されております。

このような状況の下、当社グループは、FTTH関連および防災・減災意識の高まりを背景とした地方自治体向け告知放送端末が前期比大幅に増収となり、その他HFC向け広帯域増幅器等、既存の同軸ケーブルを主体とした伝送路を高度化する機器の販売にも力を入れてまいりました。この結果、連結売上高は8,543百万円（前期比31.4％増）、営業利益は452百万円（同57.4％増）、経常利益は410百万円（同39.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は356百万円（同49.6％増）となりました。

各部門の業績は、次のとおりであります。

（トータル・インテグレーション部門）

FTTH関連売上が堅調に増加したことにより、当部門の連結売上高は5,337百万円と前期に比べ1,162百万円（前期比27.9％増）の増収となりました。

（機器インテグレーション部門）

光端末器、および告知放送関連機器の売上が堅調に増加したことにより、当部門の連結売上高は3,206百万円と前期に比べ876百万円（同37.6％増）の増収となりました。

部門別売上高

（単位：百万円）

| 事業部門 | 第　54　期<br>（H27/4～H28/3） | 第　55　期<br>（H28/4～H29/3） | 第　56　期<br>（当連結会計年度）<br>（H29/4～H30/3） |
|---|---|---|---|
| トータル・インテグレーション部門 | 4,870 | 4,174 | 5,337 |
| 機器インテグレーション部門 | 2,262 | 2,329 | 3,206 |
| 合　　計 | 7,132 | 6,504 | 8,543 |

⑵　設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は130百万円となり、その主たるものは金型、測定器等の生産及び研究開発用の設備に対する投資によるものです。これらの所要資金は、自己資金によっております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

⑶　資金調達の状況

特記事項はありません。

⑷　対処すべき課題

ケーブルテレビ業界は、激しさを増す大手通信事業者との競合に加え、2018年に開始される新4K8K衛星放送への対応も求められることから、より広帯域の伝送路であるFTTHへの移行がますます進んでまいります。その需要に対応するため、当社グループはFTTH関連製品やIP関連製品などにおいて、他社との差別化を図るべく競争力のある、業界に先駆けた新技術開発に注力してまいります。

当社グループ内においては、引き続き事業構造改革を推進し、コストの削減、業務の効率化、財務体質の一層の改善を図り、安定的な収益確保に向けた体制づくりに務めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

## ⑸ 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区　分 | 第　53　期<br>(H26/4～H27/3) | 第　54　期<br>(H27/4～H28/3) | 第　55　期<br>(H28/4～H29/3) | 第　56　期<br>(当連結会計年度)<br>(H29/4～H30/3) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 8,041 | 7,132 | 6,504 | 8,543 |
| 経常利益又は経常損失(△)（百万円） | △168 | 70 | 294 | 410 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（百万円） | △682 | △53 | 238 | 356 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円） | △187.57 | △14.70 | 66.08 | 98.84 |
| 総資産（百万円） | 7,028 | 6,929 | 6,055 | 7,494 |
| 純資産（百万円） | 1,224 | 1,145 | 1,411 | 1,715 |

(注)1. 第53期においては、受注した大口FTTH工事等の売上計上が一部次年度以降となったことから、売上高は、8,041百万円（前年同期比4.7%減）となりました。また、市場競争激化に伴う粗利率の低下、市場環境変化による工事材料に占める自社製品の減少等により経常損失168百万円となり、また、繰延税金資産の取り崩しにより、親会社株主に帰属する当期純損失は682百万円となりました。

2. 第54期においては、高速インターネット関連売上は堅調に増加しましたが、FTTH関連工事の受注が減少したこと及び工事進行基準の影響もあり、連結売上高は7,132百万円（前年同期比11.3%減）となりました。ただし販管費等の圧縮に努めました結果、営業利益は62百万円、経常利益は70百万円、希望退職の募集等による事業構造改善費用が発生した関係から親会社株主に帰属する当期純損失は53百万円となりました。

3. 第55期においては、FTTH関連および高速インターネット関連売上は堅調に増加しましたが、工事案件の一部が先送りや次年度以降の売上計上となったことから、連結売上高は6,504百万円（前年同期比8.8%減）となりました。ただし、光端末器を中心とした機器販売が比較的好調であったことによる生産稼働率の上昇に加え、工事効率化による原価圧縮の効果もあり、営業利益は287百万円（同356.2%増）、経常利益は294百万円（同315.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は238百万円（前年同期は53百万円の損失）となりました。

4. 第56期（当連結会計年度）の状況につきましては、「1．企業集団の現況に関する事項 ⑴ 事業の経過及びその成果」をご参照ください。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区　分 | 第　53　期<br>(H26/4～H27/3) | 第　54　期<br>(H27/4～H28/3) | 第　55　期<br>(H28/4～H29/3) | 第　56　期<br>(当事業年度)<br>(H29/4～H30/3) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 7,547 | 6,476 | 5,894 | 7,992 |
| 経常利益又は経常損失(△)（百万円） | △123 | 96 | 304 | 396 |
| 当期純利益又は当期純損失(△)（百万円） | △638 | △41 | 243 | 345 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円） | △175.60 | △11.64 | 67.45 | 95.98 |
| 総資産（百万円） | 6,725 | 6,561 | 5,789 | 7,093 |
| 純資産（百万円） | 944 | 901 | 1,143 | 1,469 |

### ⑹ 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 名　　称 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| ケーブルシステム建設株式会社 | 千円<br>20,000 | %<br>100.00 | ケーブルテレビシステムの設計、施工、メンテナンス |
| 愛知電子(中山)有限公司 | 千人民元<br>17,826 | %<br>100.00 | ケーブルテレビ機器及び関連機器の製造、販売 |
| 奥田電気工業株式会社 | 千円<br>20,000 | %<br>100.00 | 業務用無線機の販売、施工、保守、免許申請代行 |

### ⑺ 主要な事業内容

当社グループは、ケーブルテレビ施設のシステムの最適化を図ることを目的としたケーブルシステム・インテグレーション事業を主な事業としております。

事業の内容と致しましては、ケーブルテレビ事業者に対して、その施設の構築に関し、システム全般を効率的にまとめ上げ、システムの設計、機器の選定、施工、保守管理等を行う「トータル・インテグレーション部門」と、システムに最適な機器の選定、販売を行う「機器インテグレーション部門」があります。

また､ケーブルテレビ関連機器を同業他社より製造依頼を受けOEMで生産を行うほか、ビルや集合住宅のテレビ共聴システムの設計・施工、大規模コンベンション施設内のデータ通信機能の構築など、ケーブルを利用した一定エリア内でのネットワーク構築を行っております。

当事業の主要な販売先でありますケーブルテレビ事業者の持つ課題、要望を解決するため、「事業計画分析・支援」、「ネットワーク設計」、「ネットワーク構築」、「システム運用支援、保守」等の包括的なきめの細かいサービスの提供を行っております。

### ⑻ 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

#### ① 当社

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 本社 | 名古屋市中区 |
| 東京支社<br>東京営業部 | 東京都墨田区 |
| 東北営業所 | 仙台市太白区 |
| 中部支店<br>名古屋営業部 | 名古屋市中区 |
| 中部北陸営業部 | 岐阜県可児市 |
| 三重営業所 | 三重県津市 |

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 西日本支店<br>大阪営業部 | 大阪市東淀川区 |
| 山陰営業所 | 鳥取県米子市 |
| 広島営業所 | 広島市西区 |
| 九州支店<br>福岡営業部 | 福岡市博多区 |
| 可児工場 | 岐阜県可児市 |

#### ② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| ケーブルシステム建設株式会社 | 名古屋市中区 |
| 愛知電子（中山）有限公司 | 中華人民共和国 広東省 中山市 |
| 奥田電気工業株式会社 | 名古屋市中区 |

### ⑼ 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

#### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 284名 | 36名増 |

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、臨時使用人（年間平均人員25名）は含んでおりません。
２．当社グループはケーブルシステム・インテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

#### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 152名 | 1名減 | 42.8歳 | 19.0年 |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時使用人（年間平均人員19名）は含んでおりません。

### ⑽ 主要な借入先（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 790 |
| 株式会社十六銀行 | 328 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 280 |

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日をもって株式会社三菱ＵＦＪ銀行に社名変更しております。

## ２．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

### ⑴ 発行可能株式総数　　11,735,120株

### ⑵ 発行済株式の総数　　4,033,780株（自己株式429,183株を含む）

### ⑶ 株主数　　1,323名

### ⑷ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（％） |
|---|---|---|
| 山口正裕 | 936,030 | 25.97 |
| 川本志保子 | 195,700 | 5.43 |
| シンクレイヤ社員持株会 | 122,810 | 3.41 |
| 山口嘉孝 | 109,000 | 3.02 |
| 山口愛子 | 80,880 | 2.24 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 72,000 | 2.00 |
| Ｊ．Ｐ．Ｍｏｒｇａｎ Ｓｅｃｕｒｉｔｉｅｓ ｐｌｃ | 67,900 | 1.88 |
| ＴＨＥ ＢＡＮＫ ＯＦ ＮＥＷ ＹＯＲＫ ＭＥＬＬＯＮ １４００４０ | 59,300 | 1.65 |
| 日本証券金融株式会社 | 50,600 | 1.40 |
| 藍澤證券株式会社 | 48,800 | 1.35 |

（注）１．当社は、自己株式を429,183株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
３．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日をもって株式会社三菱ＵＦＪ銀行に社名変更しております。

### ⑸ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．会社役員に関する事項

### ⑴ 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 山口正裕 | 愛知電子（中山）有限公司 董事長<br>奥田電気工業株式会社 代表取締役社長 |
| 専務取締役 | 青山繁行 | 営業本部長<br>愛知電子（中山）有限公司 董事 |
| 常務取締役 | 國江　敏 | 管理本部長<br>ケーブルシステム建設株式会社 総務担当取締役<br>愛知電子（中山）有限公司 董事<br>奥田電気工業株式会社 監査役 |
| 取締役 | 山口嘉孝 | 可児工場長 |
| 取締役 | 村山　猛 | 総務部長<br>奥田電気工業株式会社 取締役 |
| 常勤監査役 | 成田篤彦 | ケーブルシステム建設株式会社 監査役 |
| 監査役 | 葛谷昌浩 | 公認会計士葛谷昌浩事務所所長 |
| 監査役 | 渡邉綾子 | 石原総合法律事務所弁護士 |

（注）１．地位並びに担当及び重要な兼職の状況は、平成30年３月31日現在のものであります。
２．常勤監査役成田篤彦氏、監査役葛谷昌浩氏及び渡邉綾子氏は、社外監査役であります。
３．監査役葛谷昌浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．平成29年４月１日付で取締役の地位、担当及び重要な兼職を次のとおり変更しております。
・取締役國江敏は、ケーブルシステム建設株式会社 総務担当取締役に就任いたしました。
５．平成29年７月１日付で取締役の地位、担当及び重要な兼職を次のとおり変更しております。
・常務取締役青山繁行は、常務取締役から専務取締役に就任いたしました。
・取締役國江敏は、取締役から常務取締役に就任いたしました。
６．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
・平成29年６月28日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、取締役顧問宮川賢次氏は退任いたしました。
・平成29年６月28日開催の第55期定時株主総会終結において、新たに執行役員総務部長村山猛氏は取締役に選任され就任いたしました。
７．当社は、常勤監査役成田篤彦氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

### ⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

⑶　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　　分 | 員　　数（名） | 報酬等の額（百万円） |
|---|---|---|
| 取　　締　　役 | 6 | 90 |
| 監　　査　　役<br>（うち社外監査役） | 3<br>(3) | 8<br>(8) |
| 合　　計<br>（うち社外役員） | 9<br>(3) | 98<br>(8) |

（注）１．報酬等の額には、使用人兼務取締役３名に対する使用人給与等相当額11百万円は含まれておりません。
２．取締役の報酬等の額には、平成29年６月28日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。

ロ．社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

| 区　　分 | 員　　数（名） | 報酬等の額（百万円） |
|---|---|---|
| 社　外　監　査　役 | 1 | 0 |
| 合　　計 | 1 | 0 |

⑷　社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

イ．監査役葛谷昌浩氏は、公認会計士葛谷昌浩事務所の所長であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ．監査役渡邉綾子氏の所属している石原総合法律事務所との間に顧問契約を締結しております。

②　当事業年度における主な活動状況

| | 主　な　活　動　状　況 |
|---|---|
| 常勤監査役　成田 篤彦 | 当事業年度に開催された取締役会（18回開催）及び監査役会（２回開催）の全てに出席致しました。常勤監査役として、公正かつ独立の立場から取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の監査業務について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監　査　役　葛谷 昌浩 | 当事業年度に開催された取締役会に18回中12回出席し、監査役会（２回開催）の全てに出席致しました。取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監　査　役　渡邉 綾子 | 当事業年度に開催された取締役会に18回中15回出席し、監査役会（２回開催）の全てに出席致しました。取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。 |

## 5．会計監査人の状況

### ⑴ 会計監査人の名称

栄監査法人

### ⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 18百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

### ⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることと致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

### ⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6．会社の体制及び方針

### ⑴　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法律や社会的な倫理、規範を守って行動する法令遵守（以下「コンプライアンス」）体制に係る規程を整備し、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、内部統制の構築及び維持・向上を推進する。

監査部は、当社及び子会社各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、代表取締役社長にその結果報告を行う。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等についての社内報告体制として内部通報制度を構築し運用する。

（運用状況の概要）

取締役規程に基づき上程された各議案についての審議、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされ決議されました。

また、監査部は、当社社内基準に基づいて本年監査すべき当社及び子会社に対しての内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果報告を行いました。

②　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

（運用状況の概要）

取締役会議事及び関係書類等、取締役の職務執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に記録及び保存しています。

③　当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程及び体制

当社及び子会社はリスク管理に係る規程を整備し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応は、管理本部にて行うものとする。

監査部は法務課と連携し、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告する。また、リスクが顕在化した場合には、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

（運用状況の概要）

関連する社内規程に基づき、当社に関わるリスクの識別や分析を行い、適切に対応しています。

また、監査部は各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告しました。

④　当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- 社内規程による職務権限・意思決定ルールの整備及び明確化。
- 経営に関する重要な事項につき多面的な検討を行うため、経営会議にて協議する。
- 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次、四半期予実管理の実施。

（運用状況の概要）

関連する社内規程により明確化された職務権限及び意思決定ルールに基づき、適切に業務遂行しています。

また、策定した中期経営計画及び年度計画に基づき、各部門ごとの具体的な年度目標について、月次、四半期ごとに予実管理を実施することで総括・見直しを図り、効率的な業務遂行を行っています。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役会等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社に対して、関係会社管理規程に基づき、協議事項、報告事項を明確にし、その他コンプライアンスに係る事項等を定めた規程を整備し、グループ会社の重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制を維持する。

（運用状況の概要）

子会社に対して、関係会社管理規程に基づき、適切に運用を図っております。協議事項及び子会社の重要事項については経営会議において報告を受けています。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これを置くこととする。

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については監査役会の同意を得るものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

（運用状況の概要）

監査役を補助すべき使用人として、個別に配置はしておりませんが、必要に応じ、適宜総務部がこれにあたっております。取締役からの独立性、実効性を確保するため、監査役の指示の下で業務を行っています。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものとする。

内部通報者等の保護に関する規程に定めるとおり、監査役への報告を行った当社グループの従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものとする。

（運用状況の概要）

監査役が取締役会に出席するとともに、経営会議等、重要な社内会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。

また監査役が稟議書等の重要書類を閲覧できるようにし、十分な情報を得られる環境を整備しています。

監査役に報告を行った者が不利な取り扱いを受けない旨を、内部通報者等の保護に関する規程にて周知しています。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役（監査役会）は、監査部、関連会社監査役との相互連携保持のほか、代表取締役社長との定期的意見交換を通じての総合認識を共有する。また、監査役（監査役会）が、その職務を遂行するうえで必要と判断するときは、独自に弁護士・会計士等の外部専門家を活用するものとする。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（運用状況の概要）

取締役は、取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めています。

代表取締役は、監査役との間で定期的な意見及び情報交換の会合を実施しました。監査部は監査役に対し、内部監査の報告を適宜行いました。

また、監査役の職務の執行について生じる費用については当社が負担することとしています。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

シンクレイヤグループ各社及びその役員社員等は、反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するものとし、そのための社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用することを基本方針とする。

（運用状況の概要）

当社グループは、反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを行動規範として徹底しています。

また、お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことも実施しています。

⑵　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⑶　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関しましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して行うことを基本的な方針としております。

事業報告中に記載しております金額は、表示単位未満を切捨てております。

# 連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 5,005 | 流動負債 | 3,846 |
| 現金及び預金 | 771 | 支払手形及び買掛金 | 1,323 |
| 受取手形及び売掛金 | 947 | 工事未払金 | 303 |
| 完成工事未収入金 | 1,797 | 短期借入金 | 929 |
| 商品及び製品 | 788 | 1年内返済予定の長期借入金 | 624 |
| 仕掛品 | 103 | 未払法人税等 | 72 |
| 未成工事支出金 | 69 | 未成工事受入金 | 23 |
| 原材料及び貯蔵品 | 366 | 賞与引当金 | 171 |
| 繰延税金資産 | 92 | 役員賞与引当金 | 23 |
| その他 | 68 | 工事損失引当金 | 4 |
| 貸倒引当金 | △0 | その他 | 370 |
| 固定資産 | 2,488 | 固定負債 | 1,931 |
| 有形固定資産 | 1,901 | 長期借入金 | 894 |
| 建物及び構築物 | 218 | 繰延税金負債 | 0 |
| 機械装置及び運搬具 | 45 | 退職給付に係る負債 | 1,036 |
| 土地 | 1,520 | 負債合計 | 5,778 |
| その他 | 116 | （純資産の部） | |
| 無形固定資産 | 72 | 株主資本 | 1,618 |
| 投資その他の資産 | 515 | 資本金 | 411 |
| 投資有価証券 | 452 | 資本剰余金 | 390 |
| その他 | 67 | 利益剰余金 | 937 |
| 貸倒引当金 | △4 | 自己株式 | △120 |
| | | その他の包括利益累計額 | 97 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 0 |
| | | 為替換算調整勘定 | 90 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 5 |
| | | 純資産合計 | 1,715 |
| 資産合計 | 7,494 | 負債・純資産合計 | 7,494 |

# 連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 8,543 |
| 売上原価 | | 6,589 |
| 売上総利益 | | 1,954 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,502 |
| 営業利益 | | 452 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 受取配当金 | 8 | |
| 紹介手数料 | 0 | |
| その他 | 6 | 14 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 16 | |
| 為替差損 | 38 | |
| その他 | 0 | 55 |
| 経常利益 | | 410 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 410 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 86 | |
| 法人税等調整額 | △32 | 54 |
| 当期純利益 | | 356 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 356 |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成29年４月１日期首残高 | 411 | 390 | 602 | △120 | 1,283 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △21 | | △21 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 356 | | 356 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | － | 334 | － | 334 |
| 平成30年３月31日期末残高 | 411 | 390 | 937 | △120 | 1,618 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 平成29年４月１日期首残高 | △0 | 82 | 45 | 127 | 1,411 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △21 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 356 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 0 | 8 | △39 | △30 | △30 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 0 | 8 | △39 | △30 | 304 |
| 平成30年３月31日期末残高 | 0 | 90 | 5 | 97 | 1,715 |

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　3社

・連結子会社の名称　　ケーブルシステム建設株式会社
愛知電子（中山）有限公司
奥田電気工業株式会社

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち在外子会社の愛知電子（中山）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間で生じた同社との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　その他有価証券

イ．時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ．時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産

イ．商品及び製品、原材料、仕掛品……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ．未成工事支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ハ．貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）……主として定率法（ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　３～47年

②　無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能な見込有効期間（３年）に基づいております。

③　リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③　役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

④　工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑷　退職給付に係る会計処理の方法

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は発生の翌連結会計年度に一括で費用処理し、過去勤務費用は発生時より１年で費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑸　重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①　当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②　その他の工事

工事完成基準

⑹　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産又は負債は、在外子会社の期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑺　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　2,625百万円

(2) 担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | 177百万円 |
| 土地 | 1,519百万円 |
| 合計 | 1,696百万円 |

上記に対応する債務

| | |
|---|---|
| 短期借入金 | 400百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 322百万円 |
| 長期借入金 | 443百万円 |
| 合計 | 1,165百万円 |
| （根抵当権極度額 | 1,327百万円） |

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末株式数(株) |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 4,033,780 | － | － | 4,033,780 |

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末株式数(株) |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 429,183 | － | － | 429,183 |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当金 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 21百万円 | 6円 | 平成29年3月31日 | 平成29年6月29日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成30年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 28百万円 | 8円 | 平成30年3月31日 | 平成30年6月28日 |

## 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程及び与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期及び社債）であり、このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額(*) | 時　価 (*) | 差　額 |
|---|---|---|---|
| ⑴現金及び預金 | 771 | 771 | － |
| ⑵受取手形及び売掛金 | 947 | 947 | － |
| ⑶完成工事未収入金 | 1,797 | 1,797 | － |
| ⑷投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 13 | 13 | － |
| ⑸支払手形及び買掛金 | (1,323) | (1,323) | － |
| ⑹工事未払金 | (303) | (303) | － |
| ⑺短期借入金 | (929) | (929) | － |
| ⑻長期借入金 | | | |
| (１年内返済予定のものを含む) | (1,519) | (1,519) | △0 |
| ⑼デリバティブ取引 | (38) | (38) | － |

(*)　負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

⑴現金及び預金、⑵受取手形及び売掛金、並びに⑶完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷投資有価証券　その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格に基づき算定しており、その他は取引金融機関等から提示の価格に基づき算定しております。

⑸支払手形及び買掛金、⑹工事未払金、並びに⑺短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑻長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑼デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額438百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑷投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

## １株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　476円00銭

⑵　１株当たり当期純利益　98円84銭

## 重要な後発事象に関する注記

決算期変更

当社は、平成30年４月23日開催の取締役会において、平成30年６月27日開催予定の当社第56期定時株主総会にて定款一部変更（事業年度の変更）にかかる議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を実施することを下記の通り決議しました。

１．変更の理由

当社は事業の特性上、毎年１月から３月は繁忙期にあり、業績も第４四半期に大きく依存する傾向にあることから、繁忙直後の決算期を回避すること。また、連結海外子会社と決算期を統一することにより、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化と安定化を図り、経営情報の適宜・的確な把握による適切な経営判断を実現するため。

２．決算期変更の内容

現　在：毎年３月31日

変更後：毎年12月31日

決算変更の経過期間となる第57期は、平成30年４月１日から平成30年12月31日までの９ケ月決算となる予定であります。また国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定であります。

# 貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 4,403 | 流動負債 | 3,719 |
| 現金及び預金 | 468 | 支払手形 | 821 |
| 受取手形 | 325 | 買掛金 | 487 |
| 売掛金 | 670 | 工事未払金 | 307 |
| 完成工事未収入金 | 1,679 | 短期借入金 | 900 |
| 商品及び製品 | 776 | １年内返済予定の長期借入金 | 624 |
| 仕掛品 | 71 | 未払金 | 71 |
| 未成工事支出金 | 62 | 未払費用 | 69 |
| 原材料及び貯蔵品 | 233 | 未払法人税等 | 62 |
| 繰延税金資産 | 84 | 仮受消費税等 | 47 |
| その他 | 30 | 未払消費税等 | 72 |
| 貸倒引当金 | △0 | 未成工事受入金 | 23 |
| 固定資産 | 2,690 | 預り金 | 25 |
| 有形固定資産 | 1,816 | 賞与引当金 | 141 |
| 建物 | 200 | 役員賞与引当金 | 19 |
| 構築物 | 1 | 工事損失引当金 | 2 |
| 機械及び装置 | 0 | その他 | 41 |
| 車両運搬具 | 2 | 固定負債 | 1,905 |
| 工具、器具及び備品 | 90 | 長期借入金 | 894 |
| 土地 | 1,520 | 繰延税金負債 | 0 |
| 建設仮勘定 | 0 | 長期未払金 | 110 |
| 無形固定資産 | 68 | 退職給付引当金 | 899 |
| ソフトウェア | 63 | 負債合計 | 5,624 |
| その他 | 4 | （純資産の部） | |
| 投資その他の資産 | 805 | 株主資本 | 1,468 |
| 投資有価証券 | 447 | 資本金 | 411 |
| 関係会社株式 | 44 | 資本剰余金 | 390 |
| 関係会社出資金 | 204 | 資本準備金 | 386 |
| 敷金及び保証金 | 12 | その他資本剰余金 | 3 |
| 工業団地積立金 | 39 | 利益剰余金 | 787 |
| 破産更生債権等 | 4 | 利益準備金 | 35 |
| その他 | 57 | その他利益剰余金 | 752 |
| 貸倒引当金 | △4 | 別途積立金 | 330 |
| | | 繰越利益剰余金 | 422 |
| | | 自己株式 | △120 |
| | | 評価・換算差額等 | 0 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 0 |
| | | 純資産合計 | 1,469 |
| 資産合計 | 7,093 | 負債・純資産合計 | 7,093 |

# 損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 7,992 |
| 売上原価 | | 6,232 |
| 売上総利益 | | 1,760 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,341 |
| 営業利益 | | 418 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 受取配当金 | 7 | |
| 受取賃貸料 | 13 | |
| その他 | 9 | 30 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 16 | |
| 為替差損 | 35 | |
| その他 | 0 | 52 |
| 経常利益 | | 396 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 0 | |
| 投資有価証券評価損 | 2 | 2 |
| 税引前当期純利益 | | 394 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 72 | |
| 法人税等調整額 | △24 | 48 |
| 当期純利益 | | 345 |

# 株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 平成29年４月１日期首残高 | 411 | 386 | 3 | 35 | 530 | △102 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | | △200 | 200 |
| 剰余金の配当 | | | | | | △21 |
| 当期純利益 | | | | | | 345 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | △200 | 524 |
| 平成30年３月31日期末残高 | 411 | 386 | 3 | 35 | 330 | 422 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | |
| 平成29年４月１日期首残高 | △120 | 1,144 | △0 | 1,143 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | － | | － |
| 剰余金の配当 | | △21 | | △21 |
| 当期純利益 | | 345 | | 345 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | 0 | 0 |
| 事業年度中の変動額合計 | － | 324 | 0 | 325 |
| 平成30年３月31日期末残高 | △120 | 1,468 | 0 | 1,469 |

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

⑴ 子会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

⑵ その他有価証券

① 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴ 商品及び製品、原材料、仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵ 未成工事支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑶ 貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３～47年

工具、器具及び備品　２～20年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能な見込有効期間（３年）に基づいております。

⑶ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

⑶ 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

⑷ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は発生の翌事業年度に一括で費用処理し、過去勤務費用は発生時より１年で費用処理しております。

⑸ 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

⑴ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

⑵ その他の工事

工事完成基準

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

⑴ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑵ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 貸借対照表に関する注記

⑴ 関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 192百万円 |
| 短期金銭債務 | 45百万円 |
| 長期金銭債権 | 47百万円 |
| 長期金銭債務 | 110百万円 |

⑵ 有形固定資産の減価償却累計額 2,278百万円

⑶ 担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建　　物 | 177百万円 |
| 土　　地 | 1,519百万円 |
| 合計 | 1,696百万円 |

上記に対応する債務

| | |
|---|---|
| 短期借入金 | 400百万円 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 322百万円 |
| 長期借入金 | 443百万円 |
| 合計 | 1,165百万円 |
| （根抵当権極度額 | 1,327百万円） |

⑷ 保証債務

下記の会社の金融機関の借入債務に対し、保証を行っております。

| | |
|---|---|
| 奥田電気工業株式会社 | 29百万円 |

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 売上高 | 5百万円 |
| 仕入高及び工事外注費等 | 533百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 16百万円 |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

| 自己株式の種類 | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 429,183 | － | － | 429,183 |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| たな卸資産評価損 | 118百万円 |
| 貸倒引当金 | 1百万円 |
| 賞与引当金 | 48百万円 |
| 長期未払金 | 33百万円 |
| 退職給付引当金 | 272百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 4百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 0百万円 |
| 繰越欠損金 | 38百万円 |
| その他 | 21百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 540百万円 |
| 評価性引当額 | △455百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 84百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △0百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △0百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 83百万円 |

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ケーブルシステム建設㈱ | 百万円 20 | ケーブルテレビシステムの設計、施工、メンテナンス | 所有 直接 100.00 | 施工、メンテナンスの外注依頼 | 転籍従業員に対する退職金 | － | 長期未払金 | 110 |
| 子会社 | 愛知電子（中山）有限公司 | 百万人民元 17 | ケーブルテレビ機器及び関連機器の製造、販売 | 所有 直接 100.00 | 機器の購入、販売 | 機器の販売（注1） | － | 売　掛　金 | 189 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1.　機器の販売については市場価格を勘案し交渉の上決定しております。

## １株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　407円54銭

⑵　１株当たり当期純利益　95円98銭

## 重要な後発事象に関する注記

決算期変更

当社は、平成30年４月23日開催の取締役会において、平成30年６月27日開催予定の当社第56期定時株主総会にて定款一部変更（事業年度の変更）にかかる議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を実施することを下記の通り決議しました。

１．変更の理由

当社は事業の特性上、毎年１月から３月は繁忙期にあり、業績も第４四半期に大きく依存する傾向にあることから、繁忙直後の決算期を回避すること。また、連結海外子会社と決算期を統一することにより、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化と安定化を図り、経営情報の適宜・的確な把握による適切な経営判断を実現するため。

２．決算期変更の内容

現　在：毎年３月31日

変更後：毎年12月31日

決算変更の経過期間となる第57期は、平成30年４月１日から平成30年12月31日までの９ケ月決算となる予定であります。また国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定であります。

記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

シンクレイヤ株式会社
取 締 役 会 御中

栄監査法人

| | | |
|---|---|---|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 玉置浩一 ㊞ |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 林浩史 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンクレイヤ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンクレイヤ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

シンクレイヤ株式会社
取 締 役 会 御中

栄監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 玉　置　浩　一 | ㊞ |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 林　　浩　史 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンクレイヤ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月25日

シンクレイヤ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　成　田　篤　彦　㊞

監　査　役（社外監査役）　葛　谷　昌　浩　㊞

監　査　役（社外監査役）　渡　邉　綾　子　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第１号議案　剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、当期の業績と将来の事業展開を考慮し、必要な内部留保を確保しつつ、株主に対する利益配分を最も重要な経営課題のひとつと考え、安定的に利益の還元を行うことを基本方針としております。

期末配当につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金８円
なお、この場合の配当総額は、28,836,776円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年６月28日

**第２号議案**　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は事業の特性上、毎年１月から３月は繁忙期にあり、業績も第４半期に大きく依存する傾向にあることから、繁忙直後の決算期（事業年度末日）を回避すること、連結海外子会社と決算期を統一することにより、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化と安定化を図り、経営情報の適宜・的確な把握による適切な経営判断と事業戦略の遂行を実現することを目的として、毎年４月１日から翌年３月31日までとしている事業年度を、平成30年度より毎年１月１日から12月31日まで変更することについて決議いたしました。これに伴い、現行定款に所要の変更を行うものです。また、この変更に伴い第57期事業年度は、平成30年４月１日から12月31日までの9ケ月間となるため、経過処置として附則を設けるものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更部分に下線を付しております。）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第２章　株式 | 第２章　株式 |
| （基準日） | （基準日） |
| 第10条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 | 第10条　当会社は、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 |
| ２．（省略） | ２．（現行どおり） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第７章　計算 | 第７章　計算 |
| （事業年度） | （事業年度） |
| 第45条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。 | 第45条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。 |
| （期末配当金） | （期末配当金） |
| 第46条　当会社は株主総会の決議によって毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 | 第46条　当会社は株主総会の決議によって毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 |
| （中間配当金） | （中間配当金） |
| 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 | 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 |
| （新設） | 附則 |
| （新設） | 第１条　第45条の規定にかかわらず、第５７期事業年度は、平成３０年４月１日から平成３０年１２月３１日までとする。 |
| （新設） | 第２条　本附則は平成３０年１２月３１日の経過をもって削除する。 |

**第３号議案**　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| 福永直也（ふくながなおや）<br>（昭和36年11月17日生） | 平成２年２月　当社入社<br>平成22年４月　当社東京支社長<br>平成28年４月　当社中部支店長<br>平成28年10月　当社執行役員中部支店長<br>平成30年４月　当社執行役員営業本部長兼中部支店長（現任）<br><当社における地位及び担当><br>執行役員営業本部長兼中部支店長 | － |

（注）取締役候補者福永直也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第４号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 成田篤彦（なりたあつひこ）<br>（昭和15年７月５日生） | 昭和47年３月　学校法人愛心会（現学校法人愛知医科大学）入職<br>昭和57年12月　愛知医科大学事務局総務部長<br>平成７年４月　同大学事務局長<br>平成７年９月　学校法人愛知医科大学常任理事<br>平成16年４月　同理事長付参与<br>平成18年３月　同職退任<br>平成18年６月　当社常勤社外監査役（現任） | 14,600株 |
| 2 | 葛谷昌浩（くずやまさひろ）<br>（昭和37年11月13日生） | 平成３年１月　青山監査法人（現ＰｗＣあらた有限責任監査法人）入社<br>平成７年12月　同社退職<br>平成８年３月　公認会計士　葛谷昌浩事務所開設　同事務所所長（現任）<br>平成14年６月　当社社外監査役（現任） | 6,000株 |
| 3 | 清水綾子（しみずあやこ）<br>戸籍上の氏名：渡邉綾子（わたなべあやこ）<br>（昭和47年６月６日生） | 平成11年４月　弁護士登録<br>平成11年４月　石原法律事務所（現石原総合法律事務所）勤務（現任）<br>平成26年６月　当社社外監査役（現任） | － |

（注）１．当社は、清水綾子氏が所属している石原総合法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．監査役候補者は、全員社外監査役候補者であります。

３．社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1)社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

①成田篤彦氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年学校法人の要職に携わり、大学・病院運営等豊富な経験と幅広い見識により当社の経営全般にご助言を頂けるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって12年となり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

②葛谷昌浩氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的見地から財務及び企業会計に精通し、企業経営に関する十分な見識を有していることから、当社の監査体制に生かして頂けるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

③清水綾子氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験を有し、企業法務に長年にわたり携わっていることから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの、役割を十分果たして頂けるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

(2)社外監査役との責任限定契約について

当社は、成田篤彦氏、葛谷昌浩氏及び清水綾子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、成田篤彦氏、葛谷昌浩氏及び清水綾子氏の再選が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

４．当社は、成田篤彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

**第５号議案**　当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成14 年６月27 日開催の第40 期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額130 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と、ご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、当社取締役に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、取締役に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として30百万円以内と致します。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は５名でありますが、第３号議案「取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は６名となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

取締役は、本割当契約により割当を受けた日より１年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、取締役が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場　　名古屋市中区千代田二丁目21番18号
シンクレイヤ株式会社　３階会議室
TEL　052－242－7871




●JR中央線鶴舞駅／地下鉄鶴舞線鶴舞駅①出口より徒歩６分
●地下鉄名城線・地下鉄鶴舞線上前津駅②出口より徒歩８分
※会場には駐車可能台数が少ないため、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

FSC
ミックス
FSC® C013080